

嘱託職員募集について

1. 採用予定人員 就労支援員（生活困窮者自立相談支援事業） 1名
2. 雇用期間 随時 ～ 平成31年3月31日まで
（業務等の必要に応じて雇用期間の更新を行い、5年以上継続雇用の場合、無期雇用への変更制度があります）
3. 仕事内容 生活困窮者自立相談支援事業全般
（生活困窮者に対する就労など自立に関する相談、支援、計画の作成等）
4. 勤務地 大阪狭山市生活サポートセンター
大阪狭山市狭山1丁目862番地の5 市役所南館内
5. 受験資格 ①就労支援業務の経験のある者
②普通自動車運転免許（AT限定可）
③年齢64歳まで（定年65歳）
6. 勤務条件等
 - 給与 208,400円（月額）
このほか、通勤手当・時間外勤務手当の諸手当がそれぞれの規程に応じて支給
 - 勤務時間・休日等 原則、午前9時から午後5時30分
土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休み
※休日に勤務する場合は、振り替え
 - 社会保険等 健康保険、厚生年金、雇用保険加入
 - その他 大阪狭山市社会福祉協議会職員就業規則によるものとする。
7. 試験方法 【一次選考】書類選考（課題作文）
【二次選考】面接（選考日時は一次選考通過者に個別に通知。）
8. 二次選考場所
 - 場 所 大阪狭山市立心身障害者福祉センター及び
母子・父子福祉センター（さつき荘）
大阪狭山市今熊1-85
9. 合否通知 一次選考及び二次選考の結果は郵送で通知します。
（応募後10日を過ぎても通知がない場合は、お問い合わせください。）
10. 採 用 随時 嘱託採用（採用日については相談に応じます）
試用期間は、採用日より3か月間
※採用後、試用期間中又は試用期間終了時に、不適當と思われる場合は採用を取消することがあります。

11. 受験手続

○受付期間 随時募集

○提出書類 (1) 履歴書(写真貼付)
(2) 職務経歴書
(3) 課題作文(応募動機を原稿用紙2枚、800字程度)
(4) 資格証のコピー

12. 申し込み・問い合わせ 大阪狭山市社会福祉協議会 担当(津田)
〒589-0021 大阪狭山市今熊1丁目85番地
TEL 072-367-1761